

静岡県公立大学法人

令和5事業年度 年度計画

令和5年3月
(令和6年3月)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育課程と教育方法

ア 共通事項

(7) 静岡県立大学

<全学的に取り組む教養教育>

- ・全学共通科目運営部会において、全学共通科目の重要性・継続性と課題を共有し、教養教育における各学部による主体的な協力体制の更なる充実に向けて継続して検討する。
- ・授業評価アンケートや履修登録者の動向から学生のニーズを把握し、全学共通科目の履修を通して世界の多様な文化への学生の理解が深まるよう啓発する。
- ・全学生を対象とする数理・データサイエンス・AI教育の実施に向けた環境整備を進める。

(No.1)

<専門基礎教育・専門教育>

a 学士課程

[薬学部]

- ・より専門性の高い薬科学科独自の教育を実践する。学生の研究へのモチベーションの向上及び卒業研究の質的向上を図るため、2年次に研究室での実験研究を体験するラボ訪問・研究体験を継続実施する。(薬科学科)
- ・改正指定規則に対応した臨床検査技師教育に関する実習の実施体制を整備する。(薬科学科)
- ・薬学教育モデルコア・カリキュラム(平成25年度改訂版)に準拠した講義・実習・演習を行い、より体系的な薬学専門教育を実践する。また、令和6年度入学生から適用される薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)の実施に向けて必要な教育内容の整備を行う。学生の研究へのモチベーションの向上及び卒業研究の質的向上を図るため、2年次のラボ訪問・研究体験を継続実施する。(薬学科)
- ・ルーブリックを用いた学修成果のパフォーマンス評価を継続実施する。

(No.2)

[食品栄養科学部]

- ・JABEEプログラムに沿った食品科学に関係する専門性の高い教育を実践する。(食品生命科学科)
- ・「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した講義・実習・演習を行うことにより、体系的な専門教育を実践し、内容の見直しを継続して行いながら教育内容の完成度を高める。(栄養生命科学科)
- ・環境科学と生命科学に関する専門性の高い教育を実践するとともに、国家資格である環境計量士などの資格取得に関連した専門教育を実践する。(環境生命科学科)
- ・数理・データサイエンス・AIを活用して専門分野の課題を解決するための実践的な能力を育成することを目的とした「食品栄養科学部 数理・データサイエンス・AI教育プログラム(仮称)」を開始する。本プログラムによって数理・データサイエンス・AIに関する知識および技術についての体系的な教育を実施する。
- ・卒業研究の質向上のため、卒業研究発表のルーブリック表を使った評価を継続する。

(No.3)

[国際関係学部]

- ・授業方法の改善を目的としたFD講習会、学生による授業評価アンケート、カリキュラム・授業内容・授業方法等に関する学生の意見の聴取、教員相互の授業参観と意見交換及び卒業時アンケートを継続する。
- ・低年次教育改善のために設置した、英語教育検討ワーキンググループによる提案を実行に移す。

(No.4)

[経営情報学部]

- ・アクティブ・ラーニング等の対話型の講義やフィールドワークを積極的に展開して、問題発見・解決型教育を推進する。
- ・観光教育について、ガストロノミーリズムに関する他学部と連携した授業の開設等、関係学部と認識の共有等を図りながら対応していく。

(No.5)

- ・経営、総合政策、データサイエンス、観光の4メジャー制を軸とする新カリキュラムを引き続き学生に提供する。令和4年度のメジャー認定データに基づき学生の履修行動を分析し、卒業研究指導、メジャー制を通じた学びの充実を図る。
- ・学部全体のカリキュラムマップを作成し、カリキュラムの将来構想を行う。

(No.6)

[看護学部]

- ・令和4年度に開始した新カリキュラムを円滑に運営する。
- ・当該年度の卒業生に対するディプロマ・ポリシー到達度評価を行う。また、多面的なカリキュラム評価に向けて、ディプロマ・ポリシー到達度のルーブリックを用いた評価の検討や本学部の教育に対する評価について、卒業生の主な就職先へのヒヤリング調査を実施する。

(No.7)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・世界的に活躍できる人材の育成を図るため、学生のセミナー、講演会、講義、共同研究、国際学会などへの対面やオンラインによる参加を通じた国内外の優れた研究及び研究者に接する機会を拡充する。(学府)
- ・引き続き、高度な専門教育を実践する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬科学専攻)
- ・引き続き、薬学的観点から臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、薬物療法研修会、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬学専攻)
- ・学際的な薬食研究を指向した分野横断的な特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの更なる充実を図る。(薬食生命科学専攻)
- ・高度な専門教育としての特別演習、特別研究、大学院特別講義などの更なる充実を図る。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・令和4年4月から開始した栄養教諭及び理科教諭専修免許状取得のためのカリキュラムを適切に運用するとともに、講義の準備などを引き続き行う。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・ルーブリックを用いた学修成果のパフォーマンス評価を継続実施する。(学府)

(No.8)

[国際関係学研究科]

- ・研究科質保証委員会を中心として、専攻名とカリキュラム体系との整合性の再点検結果に基づき、新たなカリキュラム体系の構築作業を進める。
- ・令和4年4月入学生からリサーチワーク・ループリック表（修士課程2年次対象）を用いた新しい学修成果の指標を導入し、教育改善につなげる。
- ・国際的教育・研究環境充実のための方策を、海外の協定大学や研究機関及び本研究科附設のセンター等の活用など、カリキュラム体系との関係において検討する。

(No.9)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・経営、公共政策、情報、観光の各分野における高度な能力を有し地域に貢献する人材を引き続き育成する。社会人学生を中心に、汎用性を広げ、リスクリングの効果を高めるため、本研究科の利点である分野融合を活かし、自身の専攻分野だけでなく他分野の授業の積極的な受講を促し、学際的研究の取組を推進する。

(No.10)

[看護学研究科]

- ・看護実践教育研究センターにおいて、看護師特定行為研修や実践家対象の教育講座などのリカレント教育事業を実施する。
- ・医療や研究に関する専門家を講師とする大学院特別講義を実施する。
- ・博士後期課程について、カリキュラム評価の結果を踏まえてカリキュラムの点検・評価を見直す。
- ・令和4年度に開始した新しい助産師養成課程（助産学課程）カリキュラムの評価を実施する。

(No.11)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

<一般教育>

- ・短期大学部の将来構想における教養教育のあり方についても視野に入れ、教養教育課程の検証と改善を継続する。
- ・学習・学修支援やリメディアル教育における取組について検討を行う。

(No.12)

<専門基礎教育・専門教育>

- ・令和4年度から開始した新カリキュラムにおける新しい科目を円滑に実施する。また、3年生への少人数形式の個別指導を引き続き実施する。（歯科衛生学科）
- ・社会福祉士、保育士及び介護福祉士の養成教育において、福祉職としての倫理観や科学的思考力、判断力を培うため、静岡県社会福祉士会、静岡県介護福祉士会、県内福祉施設・機関等と連携して専門職を講師として招き、実践的な教育を実施する。（社会福祉学科）
- ・保育士及び幼稚園教諭の養成教育において、フィールドワークを取り入れた演習を実施する。また、教職課程検討内部規程に沿ってカリキュラムの評価及び検証を実施し改善を図る。（こども学科）

(No.13)

(ウ) 国家試験等への対応

- ・薬剤師国家試験において、第108回薬剤師国家試験（令和5年2月実施）の内容を精査し、教育内容の検証を行う。
- ・模擬試験での成績不良者に対して、基礎学力を向上させるための補講を実施し、学生の学力レベルの底上げを図る。（薬学部薬学科）

〈数値目標〉

薬剤師国家試験

新卒者の合格率 90%の維持

(薬学部薬学科)

(No.14)

- ・管理栄養士国家試験において、関連科目の講義の工夫をするとともに、模擬試験の実施など国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対して個別指導を強化する。
- ・管理栄養士国家試験対策のみではなく、卒業後にも自ら学び続けていける力を養成できるよう、自主学習の視点を加味した教育を実施する。

〈数値目標〉

管理栄養士国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

(食品栄養科学部栄養生命科学科)

(No.15)

- ・看護師国家試験、保健師国家試験及び助産師国家試験において、定期的な模擬試験の受験支援、受験対策セミナーの実施、模擬試験で明らかになった不得意科目の補講の実施、成績が低迷する学生へのアドバイザー教員による個別学習支援の実施など国家試験合格に向けた支援を強化する。

〈数値目標〉

看護師国家試験

新卒者の合格率100%の維持

保健師国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(看護学部看護学科)

助産師国家試験

新卒者の合格率100%の維持

(看護学研究科)

(No.16)

- ・国家試験準備カリキュラムや国家試験模擬試験などの実施により、引き続き歯科衛生士国家試験対策の充実を図る。(歯科衛生学科)
- ・模擬試験の結果を踏まえたきめ細やかな指導を実施するなど、介護福祉士国家試験の合格に向けた学習支援の充実を図る。(社会福祉学科介護福祉専攻)

〈数値目標〉

歯科衛生士国家試験

新卒者の合格率100%の維持

(歯科衛生学科)

介護福祉士国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(社会福祉学科介護福祉専攻)

(No.17)

- ・教員免許状取得を目指す学生への教育として、栄養教諭並びに高等学校理科教諭を育成するために構築したカリキュラムを確実に実施する。(栄養生命科学科、食品生命科学科、環境生命科学科)
- ・保育士を志望する学生が保育士資格を確実に取得できるよう、実習指導者とチューター、教務委員、学生委員が連携して指導力を高める。(短期大学部社会福祉学科)
- ・幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得のために、教員間の連携に基づく細やかな指導を引き続き行い、コロナ禍であっても、質を落とさない保育者養成教育を実施する。(短期大学部こども学科)

(No.18)

(エ) 成績評価

- ・シラバスについて、学生に分かりやすく明示するため、記載内容と記載方法についての検討を継続し、「シラバス作成のためのガイドライン」の見直しを図る。また、シラバス様式が変更となる場合は、全学部で情報を共有し、シラバス記載項目を確認する。
- ・演習と卒業研究を主たる対象に試験的運用を始めたルーブリックの使用を確実に展開させる。科目の教育内容とポリシーとの対応関係を、より明確な形で履修案内等に明記する。(国際関係学部)
- ・新 CAP 制の運用とそれに基づくより厳格な学修指導を引き続き行う。(経営情報学部)

(No.19)

イ 特色ある教育の推進

- ・しずおか学について、履修状況を確認し、開講日時の調整及びニーズに応えた授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、ふじのくに学の円滑な履修及び科目提供を継続して実施する。
- ・南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を本学学生が履修できる体制を維持し、受講機会を提供する。

(No.20)

- ・TOEIC L&R 団体受験を継続して実施する。
- ・TOEIC Speaking Test を含むスピーキングテストの授業内外での更なる実施拡大の可能性を検討する。
- ・英語科目において海外の学生との交流を目的とした COIL 授業の実施を更に推進する。
- ・オンライン及び現地での短期海外英語研修プログラムの実施を検討し、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・国内外の提携大学及び新たな協力大学との COIL 授業を継続し、英語による看護学授業を実施する。

(No.21)

- ・PBL 科目について、年度末に当該年次の授業実施とその効果についての検討と報告をまとめる。また、低年次教育改善のために設置した、英語教育検討ワーキンググループの提案を実行に移す。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

800 点以上の学生が 10%以上

730 点以上の学生が 15%以上

600 点以上の学生が 50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部 2 年次学生数/国際関係学部 2 年次全学生数 (休学者を除く。)

(No.22)

- ・複数の学部、学府・研究科(院)で協力した全学共通科目の運営を継続する。
- ・学部間で連携して、現在求められる教養教育の内容を精査するとともに充実させる。

(No.23)

ウ 多様な教育方法の拡充

(7) 静岡県立大学（学士課程）、静岡県立大学短期大学部

- ・学部の教育で初年次教育やアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を引き続き実施する。
- ・各学部教務委員会において、初年次教育やアクティブ・ラーニングの実施状況の調査及び実施効果の検討を行う。
- ・全学教務委員会において、各学部教務委員会の調査・検討結果の集約・報告を行う。各学部は他学部の取組を参考としつつ、教育内容の拡充につなげる。
- ・静岡大学との単位互換について、全学教務委員会で実施状況を報告し、大学間協力を推進して多様な学習機会を提供する。
- ・演習や学内外における実習等のアクティブ・ラーニング型教育を充実させる。（短期大学部）

(No.24)

【再掲】

- ・しずおか学について、履修状況を確認し、開講日時の調整及びニーズに応えた授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、ふじのくに学の円滑な履修及び科目提供を継続して実施する。
- ・南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を本学学生が履修できる体制を維持し、受講機会を提供する。

(No.20)

(イ) 静岡県立大学（大学院課程）

- ・「健康イノベーション教育プログラム」では、社会人受講生と学生が共に学ぶことにより、大学での学修及び社会人生涯学習を連動させる。
- ・自然科学と人文科学両分野における静岡地域に関連する講義を継続して開講し、履修を促す。
- ・静岡大学大学院、東海大学大学院及び本学との三大学連携講座を引き続き開催し、大学間協力を推進するとともに、連携講座への学生への受講を促す。
- ・他大学との単位互換を通じて多様な学習機会を提供する。
- ・大学院学生のキャリアパスを支援するため、大学院生が受講する講義への各業界からの講師の登用を継続する。

(No.25)

(ウ) インターネット教育

- ・オンライン授業に対応できる環境を整え、インターネットを活用した遠隔教育の実施を継続して行う。

(No.26)

(2) 入学者受入れ

- ・オープンキャンパスや大学院説明会の状況、各種入試志願者数、受験産業の情報の推移を分析し、志願者数増加のための改善を図る。（薬学部、薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻）
- ・他大学及び社会人、海外からの志願者の増加及び社会人大学院生・外国人留学生を確保するために、大学院説明会を開催するほか、積極的な広報活動を展開する。（薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻）

- ・オープンキャンパス、高大連携授業をはじめとして各種広報活動を積極的に進める。(食品栄養科学部)
- ・内部からの大学院進学を促すとともに、社会人や海外からの大学院生を確保するための効果的な大学院説明会の在り方を検討する。また、海外からの留学志願者にPRするため、大学院HPの英語版を充実させる。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・対面による実施等、状況に応じた効果的なオープンキャンパスの開催方法を検討する。学部の長期履修制度を導入する。(国際関係学部)
- ・伊豆地域を中心に高校での出前授業に引き続き積極的に対応するほか、観光教育を開始する商業高校の教員をサポートし、連携を深めていく。(経営情報学部)
- ・オープンキャンパスの実施、募集要項の送付、ホームページへの入試情報の掲載などにより広報活動を行い、入学者確保に取り組む。博士前期課程受験希望者が博士後期課程までの学修プランを立案できるよう、博士前期課程・博士後期課程の募集要項を合冊に変更する。(看護学部、看護学研究科)
- ・入学定員数の在り方について、引き続き検討を行う。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・志願者の増加に向けて、対面式でのオープンキャンパスの実施や模擬講義の動画公開などについて、より効果的な方法を検討し、実施する。また、各選抜での志願者動向を分析した上で、高校訪問等を実施し、定員充足を図る。(短期大学部)

〈数値目標〉

大学院入学定員充足率(大学院全体)

修士／博士前期課程 100%

博士／博士後期課程 100%

(No.27)

- ・オープンキャンパスをはじめ大学見学や進学説明会などの各種入試広報において、オンライン活用と対面実施のそれぞれの可能性を探り、より効果的な方法により実施する。
- ・県内だけでなく県外高校等に対しても、これまでの本学への志願実績や入学実績を踏まえ、オンラインも活用しながら積極的かつ戦略的に情報交換会や入試説明の機会創出を図る。
- ・進学相談会や入試説明会、高校訪問等を継続し、認知度向上を図る。また、本学ホームページにおける入試情報の充実を図りつつ、高校生や保護者、高校教員等への定期的なメール配信等を通じて、オープンキャンパスや個別相談会等に向けた入試広報の強化を図る。(短期大学部)

(No.28)

- ・令和7年度入学者選抜(令和6年度実施)の入学者選抜要項、学生募集要項や出願における準備を開始する。また、新教育課程における入試問題作成等の検討を行う。
- ・社会福祉学科・社会福祉専攻では、高大接続改革の目的に合わせ、令和7年度入学者選抜(令和6年度実施)において、総合型選抜を導入するため、試験内容や運営方法の詳細について検討する。(短期大学部)

(No.29)

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・全学教務委員会で学部間及び短期大学部との協力状況を報告し、教員の相互協力を推進する。
- ・長期履修制度について、入学手続要項に詳細な案内文書を添付し、入学手続前に制度の活用について検討する機会を設ける。また、ガイダンス資料を用いて、在学生に再度検討

する機会を設ける。(経営情報学部)

- ・社会や地域のニーズに応える短期大学の将来構想である新学部の設置について、学内検討委員会等で検討を行うとともに、関係機関と協議し、計画を策定する。

(No.30)

- ・環境負荷低減を図るため、照明機器のLED化を進める。
- ・利用者ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進める。
- ・設備の現状を把握し、設備更新計画を随時見直す。(短期大学部)

(No.31)

- ・図書館では、全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ展示を行うことにより、FD活動や教育研究活動を広く支援する。(短期大学部)

(No.32)

- ・情報リテラシー教育の環境整備のため、全学共用実習室のパソコン等について、IDの発行、保守対応、利用可能なソフトウェアの追加等の維持管理を引き続き行う。
- ・学内ネットワーク環境の改善を図るため、情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じてネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置等を行う。
- ・遠隔授業やWeb会議等に必要なオンラインサービスの提供や機材の貸出しを引き続き行う。

(No.33)

イ 教育力の向上

- ・大学認証評価を円滑に受審するとともに、大学質保証委員会、部局質保証委員会及び短期大学部質保証委員会による点検・評価を行い、その結果を基に教育の質の向上に係る改善活動に取り組む。

(No.34)

- ・各学部、研究科のFD委員会で効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組むためのプロジェクトを計画する。
- ・全学及び学部等のFD委員会において、部局間の情報交換・共有を図り、研究発表、交流、意見交換、教員相互の公開授業等の活動の推進を図る。
- ・メール送信やチラシ配布などによりFD研修への教員の積極的な参加を呼び掛けるとともに、FD研修の参加率を把握し、その向上に取り組む。

(数値目標)

FD研修参加率(※) 75%以上(年度)

※年に1回以上FD研修に参加した教員数/全教員数

(No.35)

- ・学生による授業評価アンケート、カリキュラム・授業内容・授業方法等に関する学生の意見の聴取、教員相互授業評価及び卒業時アンケートを継続して実施する。教員に結果のフィードバックを行うとともに、結果に基づき授業形態や授業方法を検討することで、より質の高い教育への改善に取り組む。
- ・学生による授業評価アンケートについて、回答率向上のため、二次元コードを利用した回答方法に改善する。
- ・高校訪問、ホームカミングデイや就職先による評価の機会等を活用し、本学の教育に対する意見を収集する。
- ・教育の質の向上を図るため、部局質保証委員会において、PDCAサイクルを機能させるため

の自己点検・評価の実施体制を検討する。

- ・部局質保証委員会を中心に、大学基準協会から提示されている大学基準の点検・評価項目への対応を継続して実施する。
- ・部局質保証委員会及び自己点検・評価委員会を中心に、薬学教育評価機構による第三者評価の令和6（2024）年度の受審に向けた対応を進める。（薬学部）

(No.36)

(4) 学生への支援

- ・引き続き、ホームページに意見・質問を入力できる入力フォームを設置するとともに、対面の意見交換の機会を設ける。また、全学生を対象とした「学生生活実態調査」を定期的実施し、学生生活の維持向上や学生による自治活動の促進に向けて学生の声を聞く体制を強化する。
- ・クラブ・サークルや留学に関することについて、学生を交えた意見交換会を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策ほか、学習環境の整備及び学生の生活支援を引き続き行い、学生が安心して大学生活を送ることができる体制を整える。
- ・奨学金等の案内について、Web 学生サービス支援システムを使って積極的に行うとともに、日常的に閲覧できるよう、学内に奨学金案内のコーナーを設置する。
- ・おおぞら基金を活用した学生支援を実施する。基金への寄附の充実に向け、広報誌、ホームページによる広報、同窓会への寄附依頼などを行う。
- ・同窓会連合会、卒業生と連携を図り、卒業生と大学のネットワーク構築を推進する。
- ・学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして目安箱を継続して設置し、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。また、学生会を中心に、学生の意見を取り入れた学校行事の企画・運営やクラブ・サークル活動の支援を行う。（短期大学部）

(No.37)

- ・学生の心身の健康状態について、健康支援センターや他部局と情報共有を適時実施し、学生個々の到達目標に合わせた健康支援を行う。
- ・障害や慢性疾患のために修学に際して特別な配慮を希望する学生の相談に応じ、各部局と連携して必要な支援や合理的配慮の提供をコーディネートする。
- ・学生の健康保持・増進に関するニーズに沿った健康支援のほか、健康講座や障害学生支援の理解を深めるための講演会を各部局と連携を取りながら開催する。
- ・学生の傷病の応急処置や感染予防対策及びメンタルヘルスへの対応を行う。また、ウィズコロナの学生生活における保健指導に取り組む。
- ・学生の健康診断に対応し事後指導を行い、要再検査・要受診者に対して生活指導・受診勧奨を行う。

(No.38)

【再掲】

- ・図書館では、全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ展示を行うことにより、FD活動や教育研究活動を広く支援する。（短期大学部）

(No.32)

- ・留学生ガイダンス、カンバセーションパートナー制度、留学生交流会を実施するとともに、地域や他の機関との連携した取組により、留学生の生活支援の充実を図る。

- ・留学生の日本語学習充実のため、日本語支援教室の体制を見直す。また、ガイダンス等を通じて留学生の日本語学習への積極的な参加を促す。
- ・国際学生寮及び教職員住宅の一部を活用し、海外協定校からの受入学生・教員の住環境の更なる充実化と異文化交流の推進を図る。
- ・国際学生寮や留学生を軸とし、地域と一体となった安全面への配慮、ガーデニング活動、異文化教育を通して、国籍や年齢、環境の違いを超えた交流を図る。

(No.39)

- ・就活スケジュールの変動に対応できるよう、低学年から参加できるキャリア・就活講座の充実を図るとともに、就活に関する情報の収集・提供を行う。
- ・キャリアアドバイザーによる個別相談を対面、オンラインで実施する。
- ・卒業生との協力の機会を増やし、連携体制を整える。
- ・産業界（企業）と連携して、各業界について勉強する機会を学生に提供する。
- ・地（知）の拠点として、地域志向研究プロジェクトに学生を主体的に参画させる取組を推進し、県内企業の魅力と課題分析の視点を醸成する。
- ・優良な県内企業を紹介する説明会を企画し、学生に県内企業の魅力を伝える取組を行う。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 大学、大学院全体 100%

(No.40)

- ・キャリア支援センターによる全学科を対象としたガイダンスの他に、公務員受験希望者に対する外部講師を招いた公務員試験対策セミナーの実施や自己分析セミナー等、ミスマッチを防ぐガイダンスを充実させる。
- ・チューター教員や外部講師と連携を図り、就職活動への支援を充実させる。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 短期大学部 100%

(No.41)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果の活用

ア 研究の方向性

(ア) 静岡県立大学

[薬学部・薬学研究院]

- ・生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防及び診断に関する研究並びに創薬及び育薬につながる研究を推進し、その研究成果を国内外の学会や査読のある国際的な学術誌で発表する。

(No.42)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院]

- ・「食品の安全性及び機能性」に関する研究、「食と健康」及び「環境と健康」に関する分子からヒト個体及び集団のレベルまでの研究を引き続き推進する。

(No.43)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・アジア及び欧米を中心とした国際関係の研究・教育活動を引き続き行う。
- ・多文化共生を視野に入れ、各国の社会・文化・言語の研究を進め、日本国内における多文化共生の推進に向けた学際的な研究を進める。
- ・国際関係学研究科附属センターにおける研究を国際関係学研究科の教育と連携させていく

可能性について検討を開始する。

(No.44)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・地域経営研究センターでは、研究科の研究成果や高度な知見を、社会人講座やビジネスセミナーを通じて地域に還元する。ガバナンス会議からの提言や講座受講者からのアンケートを踏まえ、引き続き社会人学習講座等の質的向上を図る。
- ・観光振興を通じた伊豆温泉地の活性化を進めるため、賀茂地域との連携協定に基づく地域貢献プロジェクトに引き続き積極的に参画するほか、静岡県との間で温泉とガストロノミーを融合した「伊豆ヘルスケア温泉イノベーション(ICOI)プロジェクト」をスタートさせる。

(No.45)

[看護学部、看護学研究科]

- ・看護実践教育研究センターにおいて主催事業と看護学部との共催事業を継続する。また、リカレント教育事業として看護研究指導・看護倫理教育・看護管理者教育・認定看護師教育・救命講習会への講師派遣を実施する。さらに、地域貢献事業として女性健康事業・高齢者健康事業を実施する。
- ・地域で生活する人々の健康の維持増進に関する研究活動に取り組む。

(No.46)

[学際的研究、グローバル地域センター]

- ・「茶学」に関する講座を引き続き開講するとともに、地域に対する茶の啓蒙活動の一環として、お茶に関するセミナーを開催し、茶の幅広い魅力について発信する。
- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核とし、静岡県や地域産業と連携しながら学際的研究事業に取り組む。
- ・グローバル地域センターにおいて、各部門の研究体制の充実を図り、研究成果の情報発信を行う。「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」部門では、「21世紀アジアのグローバル・ネットワーク構築と静岡県の新たな役割」に関する調査研究（第2期）、中国と国際情勢に関する研究、寧波大学（中国）との学術交流、国際セミナー、フォーラムの開催等に取り組む。
- ・「危機管理」部門では、静岡県の喫緊の課題である危機管理体制の整備に関する調査研究を継続し、県への提言や成果の情報発信等に取り組む。
- ・「自然災害研究」部門では、県民の安全・安心に資する自然災害全般に関する調査研究を継続し、成果の情報発信等に取り組む。

(No.47)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・引き続き、静岡県医師会との研究計画を遂行し、後期高齢期における口腔機能低下に関する分析を進める。（歯科衛生学科）
- ・人々の生活の質の向上に向け、地域で起きている様々な問題について、保健・医療、福祉の連携の下、現場の専門職と共に支援の内容や方法を検討する。（社会福祉学科）
- ・各教員の専門性を生かした研究を進め、保育・幼児教育分野における生活の質の向上へ貢献するとともに、幼児教育に関する共同研究を推進する。（こども学科）

(No.48)

イ 研究成果の活用・発信

- ・知的財産権の保護と活用を適切に進めるため、発明委員会を原則毎月開催する。
- ・学生及び教職員を対象とした知的財産権に係る講座及び教職員を対象とした知財セミナーを開催する。

(No.49)

- ・地域における中核的な学術研究推進拠点として、各種技術展への参加等を通じて研究成果を国内外に発信する。
- ・シーズ集を発行し企業や関係機関に配布することで、研究シーズを積極的に情報発信する。
- ・ふじのくに発イノベーション推進機構として、これまで構築した学術情報基盤などを通じ、研究シーズ探索のための情報を発信する。
- ・教員著作図書の収集や機関リポジトリの整備・充実等により、本学の研究成果の蓄積と発信を進める。
- ・本学が主体となる新たな形のフォーラムを開催し、時宜を得たテーマを設定し、県内大学と連携・協力の下、各大学の研究内容や本学教員の研究成果の発表、「高校生の研究活動」の支援など、広く県民に発信する。
- ・公開講座やUSフォーラムにより、本学の研究成果や学術情報を公開する。

(No.50)

(2) 研究の実施体制等

- ・USフォーラムにおける発表を通じて研究水準の向上を図る。
- ・教員から教員活動実績報告書の提出を受け、前年度の教育研究活動の状況を確認するとともに、教員の士気向上を図るため、教員活動評価学長表彰を行う。
- ・科学研究費助成金を獲得するための申請方法等の説明会及びアドバイス支援を実施する。
- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核とし、静岡県や地域産業と連携しながら、学際的研究事業に取り組む。

〈数値目標〉

外部資金

- ・獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持

(No.51)

- ・各種公募に関する情報の学内への提供や企業・関係機関へのシーズ集配布を通じた研究シーズの情報発信などに引き続き取り組む。
- ・静岡県が進める各種プロジェクトに中核連携機関として参画し、産学官連携による共同研究や受託研究を積極的に推進する。
- ・本学が主体となる新たな形のフォーラムを開催し、時宜を得たテーマを設定し、県内大学と連携・協力の下、各大学の研究内容や本学教員の研究成果の発表、「高校生の研究活動」の支援など広く県民に発信する。

(No.52)

- ・先進的な研究を進めるために必要な機器の整備を図る。

(No.53)

【再掲】

- ・図書館では、全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ展示を行うことにより、FD活動や教育研究活動を広く支援する。(短期大学部)

(No.32)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・静岡市地域共生センター「みなくる」や協定締結市町等の地域の関係機関と連携し、地域づくり、健康増進イベント、講演会等を開催することにより、全学的な地域貢献活動を発展的に継続する。

(No.54)

- ・学生及び教職員の意識向上・浸透、学外への情報発信及び地域との連携を実施し、SDGs 目標達成に向けた取組を推進する。
- ・静岡市をはじめとする県内自治体や金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・県立大学をメイン会場として「ふじのくに防災士養成講座」を開講する。
- ・賀茂地域をはじめ、県内各所で静岡県や地元自治体と連携して地域活性化を引き続きサポートする。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・本学教員の静岡県の各種審議会、委員会等への参画や、静岡県における諸課題の解決に向けた積極的な研究活動などを通じ、県施策の推進に寄与する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多様な文化の理解を広めていく。(短期大学部)

(No.55)

- ・静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会を、常葉大学及び静岡英和学院大学とともに開催する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内高等教育機関等との連携事業に引き続き参加し、学術交流・連携、職員交流等を深める。
- ・高大連携出張講義は、高校へ出向いて行う講義の他、幅広いネットワークを活用したオンラインによる遠隔講義を引き続き実施する。
- ・高等学校との協定等に基づき、本学の授業への生徒の受入れや高等学校における探究活動等に対する学生及び教員の派遣を行う。

(No.56)

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・公開講座を本学ウェブサイトへの掲載、ポスター掲示、リーフレット等を通じて広く県民に周知する。
- ・社会人聴講生の制度を本学ウェブサイト、静岡県広報紙等を通じて広く県民に周知する。
- ・薬草園の見学会や講演会の開催等により、広く県民に周知する。対面での開催が困難な場合は、代替措置として、薬草園動画のオンデマンド視聴による見学会を実施する。
- ・経営、公共政策、情報、観光の4分野における研究成果や高度な知見を地域に還元するため、引き続き、社会人講座を軸にリカレント教育を地域社会に提供するとともに、講座の質の向上に取り組む。
- ・引き続き賀茂地域での社会人講座の開催と更なる定着を図る。地域のニーズも考慮しながらテーマを選定し、地域に役立つ研究成果のフィードバックを進める。
- ・高齢者・中高年女性の健康支援プログラム、マタニティ夫婦・新米ママの支援プログラムに加えて、月経教育や子育て支援・虐待防止のプログラムへの講師派遣や企画・運営を行う。
- ・フーズヘルスケアプロジェクト推進事業による人材育成の一環として、教育プログラムを

開講する。

- ・図書館ではコロナ禍に配慮した「オープンライブラリー」を継続し、学外者が図書館施設を学習等に利活用できる環境を整える。
- ・地域の児童・生徒の幅広い分野の知的関心と学習意欲を喚起するため、大学祭において模擬授業を実施する。
- ・社会人学習講座について、受講者の満足度の向上、地域や社会のリカレント教育のニーズに応えることができる質の高い講座の提供のため、令和4年度の開講状況の分析や令和3年度から開始したオンライン講座の質の向上に取り組む。
- ・社会人専門講座としてHPS養成講座を開講する。(短期大学部)

〈数値目標〉

公開講座受講者数 延べ1,800人以上の維持(年度)

社会人向け学習講座受講者の満足度(※) 80%以上の維持(年度)

※アンケート調査(5段階評価)において、満足度を上位2段階のいずれかに回答した参加者の全参加者に占める割合

(No.57)

- ・グローバル地域センターでは、「アジア・太平洋(政治・経済・社会)」部門において、「21世紀アジアのグローバル・ネットワーク構築と静岡県の新たな役割」に関する調査研究(第2期)、中国と国際情勢に関する研究、寧波大学(中国)との学術交流、国際セミナー、フォーラムの開催等に取り組む。
- ・「危機管理」部門では、静岡県の喫緊の課題である危機管理体制の整備に関する調査・研究を継続し、県への提言や成果の情報発信等に取り組む。
- ・「自然災害研究」部門では、県民の安全・安心に資する自然災害全般に関する調査・研究を継続し、研究成果の情報発信と社会還元を図るため、公開講座等の開催に取り組む。

(No.58)

【再掲】

- ・静岡市地域共生センター「みなくる」や協定締結市町等の地域の関係機関と連携し、地域づくり、健康増進イベント、講演会等を開催することにより、全学的な地域貢献活動を発展的に継続する。

(No.54)

【再掲】

- ・学生及び教職員の意識向上・浸透、学外への情報発信及び地域との連携を実施し、SDGs目標達成に向けた取組を推進する。
- ・静岡市をはじめとする県内自治体や金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・県立大学をメイン会場として「ふじのくに防災士養成講座」を開講する。
- ・賀茂地域をはじめ、県内各所で静岡県や地元自治体と連携して地域活性化を引き続きサポートする。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・本学教員の静岡県の各種審議会、委員会等への参画や、静岡県における諸課題の解決に向けた積極的な研究活動などを通じ、県施策の推進に寄与する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多様な文化の理解を広めていく。(短期大学部)

(No.55)

(3) 地域社会への学生の参画

- ・地域活動をはじめとした社会貢献活動への学生の取組を支援する。
- ・地域における社会貢献活動の中核となる人材（コミュニティフェローや社会人フェロー）の育成に積極的に取り組む。
- ・おおぞら基金を通じて、学生の地域活動への支援を行う。
- ・ボランティアの情報提供など、学生の地域貢献活動に対して引き続き支援し、参加を促す。
（短期大学部）

(No.59)

【再掲】

- ・引き続き、ホームページに意見・質問を入力できる入力フォームを設置するとともに、対面の意見交換の機会を設ける。また、全学生を対象とした「学生生活実態調査」を定期的実施し、学生生活の維持向上や学生による自治活動の促進に向けて学生の声を聞く体制を強化する。
- ・クラブ・サークルや留学に関することについて、学生を交えた意見交換会を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策ほか、学習環境の整備及び学生の生活支援を引き続き行い、学生が安心して大学生活を送ることができる体制を整える。
- ・奨学金等の案内について、Web 学生サービス支援システムを使って積極的に行うとともに、日常的に閲覧できるよう、学内に奨学金案内のコーナーを設置する。
- ・おおぞら基金を活用した学生支援を実施する。基金への寄附の充実に向け、広報誌、ホームページによる広報、同窓会への寄附依頼などを行う。
- ・同窓会連合会、卒業生と連携を図り、卒業生と大学のネットワーク構築を推進する。
- ・学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして目安箱を継続して設置し、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。また、学生会を中心に、学生の意見を取り入れた学校行事の企画・運営やクラブ・サークル活動の支援を行う。（短期大学部）

(No.37)

(4) 地域貢献の推進体制整備

- ・地（知）の拠点として構築した地域志向研究の支援体制を更に充実するとともに、地域貢献に対する教職員の意識向上を図る。
- ・地域を意識した情報発信や展示等の受入れにより、教職員の地域貢献に対する意識を向上させる。（短期大学部）

(No.60)

- ・薬草園において、経年劣化した施設の修繕を行い、継続的に機能維持を図る。

(No.61)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル人材の育成

- ・留学生の確保・育成に関する取組方針について検討するため、情報収集を継続する。
- ・国や静岡県の国際交流事業への参加等を通じて、留学生確保に取り組む。
- ・国際的なインターネット遠隔教育及び遠隔の学生との交流を実施推進する。
- ・海外留学セミナーを開催し、在学中の留学計画作成を支援する。
- ・留学生の満足度を測るアンケートを実施する。
- ・交換留学等体験学生による報告会を継続するとともに、授業や及びワークショップ等を通して、留学に関する情報提供及び意識醸成並びに交流の促進を図る。

- ・語学留学説明会を実施し、留学促進を図る。
- ・県立中央図書館跡地利用について、静岡県立大学国際交流会館(仮称)設置に向けた構想を検討する。
- ・混住型国際学生寮を通じた本学学生と交換留学生等が相互理解を育み国際交流を図る場を提供する。
- ・世界の動向を踏まえつつ、東南アジアにおける日本留学フェアや日中大学フェア&フォーラムに参加するなど本学に関する情報を世界に向けて発信するとともに、世界主要国の主要大学等を中心に、人脈形成及び関係構築を図る。

〈数値目標〉

留学生への満足度アンケート(※)

70%の維持(年度)

※留学生へのアンケート調査(5段階評価)において、本学への留学に対する満足度を上位2段階のいずれかに回答した者の全留學生に占める割合

海外派遣参加学生人数(交換留学生・語学留學生)

第2期中期計画期間の年度平均人数以上の維持(年度)

(No.62)

- ・海外留学オンラインカウンセリング制度を継続する。
- ・日本学生支援機構(JASSO)の海外留学支援制度(協定派遣)を活用し、留学に係る費用の一部を奨学金等として支援する。
- ・選択英語科目を中心に、COIL活動を推進する。
- ・言語コミュニケーション研究センターと国際交流室が連携して、よりきめ細やかに留学に関する個別相談に応じる。
- ・海外で開催される国際学会に参加し、発表する大学院生に対する支援を行う。
- ・オンラインも含め、双方向性・多様性があり、かつ一貫性のある新たな語学研修プログラムの構築を検討する。

(No.63)

【再掲】

- ・TOEIC L&R 団体受験を継続して実施する。
- ・TOEIC Speaking Testを含むスピーキングテストの授業内外での更なる実施拡大の可能性を検討する。
- ・英語科目において海外の学生との交流を目的としたCOIL授業の実施を更に推進する。
- ・オンライン及び現地での短期海外英語研修プログラムの実施を検討し、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・国内外の提携大学及び新たな協力大学とのCOIL授業を継続し、英語による看護学授業を実施する。

(No.21)

【再掲】

- ・PBL科目について、年度末に当該年次の授業実施とその効果についての検討と報告をまとめる。また、低年次教育改善のために設置した、英語教育検討ワーキンググループの提案を実行に移す。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合(※)

800点以上の学生が10%以上

730点以上の学生が15%以上

600点以上の学生が50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部2年次学生数/国際関係学部2年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

【再掲】

- ・オンライン授業に対応できる環境を整え、インターネットを活用した遠隔教育の実施を継続して行う。

(No.26)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・大学間交流協定等の更新や相互交流の観点からの学生及び教員の交流・研究の充実を図る。
- ・交流実績をウェブサイトへ公開するなどし、本学の国際交流に関する情報発信やプレゼンス向上に向けた取組を強化する。
- ・オンライン・オンデマンドなどICTを取り入れたハイフレックスの交流を取り入れ、時差や場所に左右されない交流環境を整えて発信、共有する。
- ・将来的な交換留学の実施を念頭に置き、グローバル化基本方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・大邱保健大学校との大学間交流をオンラインも活用し、継続して行う。(短期大学部)

(No.64)

- ・教員に対する海外へ研修旅費制度を継続し、海外における教育・研究活動を支援する。
- ・学術文化研究等との連携を継続し、国際学会、後援会等の企画・開催を積極的に支援する。
- ・海外からの研究者等の滞在に関する支援において、住まいや研究室の用意など、引き続き、利便性を図る。
- ・国や地方公共団体等が主催する海外訪問団・研修団・視察団などの募集情報を学生ポータルサイト等で周知し、学生の積極的な応募を支援する。
- ・海外からの研究者に対して、茶の教育・共同研究を継続する。

〈数値目標〉

国際的なシンポジウム等への海外研究者等参加者数 75人以上の維持(年度)

(No.65)

【再掲】

- ・オンライン授業に対応できる環境を整え、インターネットを活用した遠隔教育の実施を継続して行う。

(No.26)

(3) グローバル化の推進体制整備

- ・平成29年度に策定した国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学的取組方針に基づき、具体的な実行計画を策定し、計画に基づき実行する。

(No.66)

Ⅱ 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・法人の意思決定を戦略的かつ円滑に進めるため、定期的に役員会を開催する。
- ・他大学の各種データを収集・比較・分析することで本学の特徴を把握し、大学運営に活用する。

(No.67)

- ・他大学との連携・協働に引き続き取り組む。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおける情報交換を通じて、連携策の情報収集や検討を進める。
- ・理事長（学長）と副学長、各部局長などとの意見交換を継続し、その議論を踏まえ必要な検討を進める。

(No.68)

- ・事務局組織の改編に伴う事務内容の点検結果に基づき事務分掌などの見直しを行い、事務の効率化を図る。
- ・効率的な事務局運営を図るため、法人固有事務職員の異動の時期を引き続き検証する。
- ・財務会計システムによる出納業務の効率化のため、保守期限を迎えるシステムのサーバー更新を行うとともに、地方独立行政法人会計基準の改訂や消費税インボイス制度に対応したシステムの環境構築作業を実施する。

(No.69)

(2) 人事運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・教員人事委員会制度の適切な運用を図るため、引き続き、教員評価結果の処遇への反映（表彰制度、サバティカル研修）の検証を行うとともに、任用制度や人事制度等の問題点の把握に努める。
- ・法人固有事務職員の採用について、令和4年度までの採用実績等を踏まえ、計画的に進める。

(No.70)

イ 職員の能力開発

- ・事務局職員人材育成方針に基づき、能力開発に必要となる研修を適切な時期・内容で実施する。
- ・法人固有事務職員について、外部研修を活用し、大学事務に精通した職員の育成を行うとともに、他大学職員との連携を図る。
- ・全国公立短期大学協会等を通じ、他大学の研修実施状況に関する情報を収集する。（短期大学部）

(No.71)

(3) コンプライアンスの強化

- ・学内外の講習会や研究会、説明会等を活用し、教職員に対し引き続きコンプライアンス意識（個人情報の管理及び情報漏えいリスク管理を含む。）の向上及び徹底を図る。
- ・補助金等会計の適正な執行のため、会計の諸規定の確認を徹底するとともに、執行状況を的確に把握する。

(No.72)

- ・過去に行った監事監査や会計監査人の監査、内部監査等の監査結果を踏まえ、より効果的な監査を行う。

(No.73)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入等の確保

- ・科学研究費補助金、受託研究、共同研究等の外部資金の確保に向け、制度の紹介や申請方法に関する学内説明会を実施するなど、全教員に対し、外部資金の獲得に向けた取組を促す。
- ・奨学寄附金について、寄附者の理解を得るために大学の教育研究活動のPRを進めながら寄附金の確保を図る。
- ・おおぞら基金への寄附拡大のため、本学広報誌の配布時に案内をするなど寄附者への周知を図る。また、本学同窓会などへの寄附に関する広報を推進する。
- ・他大学、類似施設の動向を踏まえて施設利用料を値上げ改定する。

(No.74)

【再掲】

- ・USフォーラムにおける発表を通じて研究水準の向上を図る。
- ・教員から教員活動実績報告書の提出を受け、前年度の教育研究活動の状況を確認するとともに、教員の士気向上を図るため、教員活動評価学長表彰を行う。
- ・科学研究費助成金を獲得するための申請方法等の説明会及びアドバイス支援を実施する。
- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核とし、静岡県や地域産業と連携しながら、学際的研究事業に取り組む。

〈数値目標〉

外部資金

- | | |
|-------|----------------------------|
| ・獲得金額 | 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持 |
| ・獲得件数 | 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持 |

(No.51)

- ・年度の資金運用方針に基づき情報収集に努め、引き続き資金の安全かつ効率的な運用を図る。

(No.75)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務局組織の改編に伴う業務内容の点検により事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上につながる事業に対して、計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・事務内容の見直しによる時間外勤務の削減を図る。
- ・学内における事務的経費の更なる節約を実施する。また、燃料価格の高騰による光熱費の値上がりに対して執行状況の把握に努めるとともに、国の動向を注視し、県との連絡調整を密に行い適切に対応する。
- ・環境負荷の軽減により光熱水費の節減を図る。
- ・間接経費比率引き上げを目指し、他大学の取組状況の分析を行い、教職連携に向けた方針を検討する。

〈数値目標〉

- | | |
|---------------|-------------------|
| 管理的経費の削減率 (※) | 前年度決算比で1%の削減 (年度) |
|---------------|-------------------|

(前年度管理的経費－当年度管理的経費) / 前年度管理的経費

※管理的経費…財務諸表における一般管理費のうち、租税公課や減価償却費、修繕費等の義務的な経費は除く。

(No.76)

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・大・中規模修繕計画に基づき、空調換気設備改修、配電設備更新等を行う。
- ・大学運営に支障をきたさないよう、定期点検を着実に実施する。

(No.77)

III 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・大学質保証委員会、短期大学部質保証委員会を中心に認証評価を円滑に受審するとともに、内部質保証システムの改善・向上に係る取組を継続的に実施する。
- ・中期・年度計画推進委員会を中心に、令和4年度業務実績の点検・評価及び第3期中期目標期間の見込評価を実施し、静岡県公立大学法人評価委員会による評価結果を踏まえて、業務改善に取り組む。

(No.78)

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

- ・教職員を対象に、情報公開・個人情報の保護に関する周知を引き続き行い、情報の適正な取扱を図る。
- ・学生広報大使を活用し、学生目線を取り入れた広報物等の作成や学生広報大使の SNS アカウントでの大学生活などの情報発信を充実し、本学の魅力を PR するとともに、引き続き、大学ホームページや公式 SNS での教育研究活動や地域貢献活動等の情報更新のほか、進学情報サイトの内容充実を図り、積極的に活用する。また、動画配信等により、メインターゲットである高校生層への認知度向上を図っていく。
- ・教職員の広報意識を高めるため、広報研修会を実施する。
- ・国内外への情報発信を強化するため、大学ホームページの「国際交流・留学」ページの更なる充実と YouTube やインスタグラムなどの SNS との連携を進める。

(No.79)

IV その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・学生・教職員の健康診断を実施するとともに、健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・研究室の作業環境測定や巡視における外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備を行う。
- ・学内の安全衛生に対する意識を高めるため、次の内容を行う。安全衛生講習会を実施する。危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に向けた「安全実験マニュアル」を周知する。実験中に起きた事故の原因や反省点を、再発防止のために理系学部において共有する。
- ・実験廃液及び感染性廃棄物の適切な処分を実施する。

(No.80)

- ・自衛消防訓練の実施のほか、全学防災訓練（県立大学・短期大学部）を実施し、防災体制の有効性を確認する。
- ・各種防災訓練の実施結果等を踏まえ、防災マニュアルの見直しを行うとともに、学生・教職員に周知し、防災に対する意識の向上を図る。
- ・事業継続計画の見直しを行うとともに、教職員への周知を図る。
- ・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。
- ・災害時の避難住民への対応について、既存の対応方針に変更がないか、静岡市に確認し、必要に応じて地域住民と話し合いを行う。
- ・関係機関（警察、消防、弁護士協会）との連携や、大学周辺のアパート等管理者との情報交換等を行い、学生が安心して安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。
- ・地域と連携した防災訓練の再開を検討する。（短期大学部）

(No.81)

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・学外相談員や各部局に配置する教職員の相談員等によるハラスメントに関する相談窓口・体制を引き続き確保するとともに、学生に対するリーフレットの配布やハラスメント相談窓口の周知、ニュースレターの発行等により、ハラスメントの防止・救済対策の充実を図る。
- ・全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させるため、引き続き、教職員採用時にハラスメント研修を実施するとともに、教職員を対象に実施する部局ごとのハラスメント研修会の広報を強化し、欠席者に対しては当日の研修内容の録画を視聴させるなど受講率の向上に努める。
- ・より相談しやすい体制の確保、専門的知見の導入の観点から、ハラスメント相談や発生事案の検証における外部資源の活用の方策について引き続き検討する。

(No.82)

- ・ジェンダー・マイノリティに関する全学共通科目を継続実施する。
- ・男女共同参画・ダイバーシティ啓発推進に関する多様なテーマでの他大学の取組事例等の情報を収集する。
- ・多目的保育支援施設の活用を図り、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関わる他大学等の取組事例の情報を収集する。
- ・教職員に対し、働き方改革への対応や育児・介護休業等の取得のための周知を行い、ワーク・ライフ・バランスの取組を更に推進する。

(No.83)

- ・環境負荷低減を図るため、教職員、学生等への消灯奨励、冷暖房の節減、書類の削減、古紙の処理方法の改善などのリサイクルの推進等を行う。
- ・機器更新に合わせて省エネ性能の高い機器を導入する。

(No.84)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	226	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	
創薬探索センター研究機器	10	
臨床検査技師教育関連機器	10	

(2) 人事に関する計画

- ・教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

ア 学内ネットワーク基盤設備の更新

事業期間：令和4年度～令和10年度 総事業費：255百万円

（単位：百万円）

財源	年度	R4	R5	R6	中期目標 期間内計	次期 以降	総事 業費
運営費 交付金		8	43	43	94	161	255

イ インターネット回線契約の更新

事業期間：令和5年度～令和10年度 総事業費：81百万円

(単位：百万円)

財源 \ 年度	R4	R5	R6	中期目標 期間内計	次期 以降	総事 業費
運営費 交付金	0	14	14	28	53	81

ウ 図書館図書雑誌管理システムの更新

事業期間：令和5年度～令和9年度 総事業費：50百万円

(単位：百万円)

財源 \ 年度	R4	R5	R6	中期目標 期間内計	次期 以降	総事 業費
運営費 交付金	0	10	10	20	30	50

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

令和5年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,632
施設整備費補助金	295
自己収入	2,093
授業料収入及び入学金検定料収入	2,029
雑収入	64
受託研究等収入及び寄附金収入等	716
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	254
計	7,990
支出	
業務費	6,979
教育研究経費	5,173
一般管理費	1,806
施設整備費	295
受託研究等経費及び寄附金事業費等	716
長期借入金償還金	0
計	7,990

収支計画

令和5年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,528
經常費用	7,528
業務費	6,694
教育研究経費	1,472
受託研究等経費	575
人件費	4,647
一般管理費	666
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	168
臨時損失	0
収入の部	9,541
經常利益	7,440
運営費交付金	4,632
授業料収益	1,797
入学金収益	179
検定料等収益	53
受託研究等収益	575
寄附金収益	141
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	64
臨時利益	2,101
資産見返運営費交付金等戻入	515
資産見返物品受贈額戻入	1,278
資産見返寄附金戻入	308
純利益	2,013
総利益	2,013

会計基準の改訂に伴い、令和5年度のみ、資産見返負債残高を一括して臨時利益へ振り替える特別処理を行ったことにより、2,101百万円の臨時利益（資産見返戻入益）を見込んでいます。

資金計画

令和5年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,861
業務活動による支出	7,614
投資活動による支出	375
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	872
資金収入	8,861
業務活動による収入	7,441
運営費交付金による収入	4,632
授業料及び入学金検定料による収入	2,029
受託研究等収入	575
寄附金収入	141
補助金収入	0
その他の収入	64
投資活動による収入	295
施設費による収入	295
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,125